

回答自治体名： 福島市

担当課室： 政策推進部除染推進室除染企画課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のままで構いません。

- ① 除染特別地域内の除染（国の直轄除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。
1. 委託元が発注行為にとどまることなく受託業者への指導する立場を認識し、治安悪化防止や作業員トラブルへの対応にも責任を持っていただきたい。
 2. 線量の低減化を図るため、様々な工法を実施して知見を集積した上で、市町村除染でも制限なく活用できるような仕組みづくりをお願いしたい。

- ② 汚染状況重点調査地域内の除染（市町村除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。
1. 除染事業の実施主体である自治体の費用負担が発生することのないよう、除染対策事業交付金の原資の確保に万全を期していただきたい。
 2. 道路の除染方法や仮置場への進入路設置等に関する協議についても簡素化し、除染実施者である市町村が現場の状況に応じた除染方法を速やかにかつ柔軟に選択することを認めていただきたい。
 3. 除染に伴う原形復旧措置について実態に即した標準単価を設定するなど制限を緩和するとともに、全額を国による財政措置の対象としていただきたい。
 4. 側溝土壌や道路などの場合には、除染後に再び汚染が確認された際は、堆積物の除去による低減効果が明らかであるため、同じ手法による除染であっても、フォローアップの除染を実現可能とし、その除染経費についても国による財政措置の対象としていただきたい。
また、フォローアップ除染の定義及び方針について、財政措置の対象となる範囲を明確にするため法に規定していただきたい。（45条の「地方公共団体等が滞りなくこの法律に基づく措置を講ずることができ」るようになるためには、1件毎に個別協議している場合ではないことは、十分認識されているはず。）
 5. 除染関係ガイドラインに堤防法面や法尻、調整池や防火水槽等除染対象物毎に具体的な除染方法を記載するとともに、河川・湖沼・森林等の除染の方針を明確な理由とともに示していただきたい。
 6. 学校以外の子供たちが活動する区域（住宅等）について、除染対象となる空間線量率の測定位置を50cmとする事を法に規定していただきたい。
 7. 長期的な目標としてだけでなく、空間線量率（50cm）が0.23 μ Sv/h未満となることを除染の目標とする事を法に規定していただきたい。

③ 中間貯蔵に関する御意見があればご記入をお願いします。

1. 仮置場の設置期間を明確に説明することが仮置場設置の住民理解を得るための重要な条件の一つであることから、国は中間貯蔵施設設置の実施工程を示すと共に、福島市から中間貯蔵施設への除去土壌の詳細な搬送計画を明確にしていきたい。
2. 中間貯蔵施設への輸送に関して、そのルートに位置する市町村の意向を最大限取り入れて計画立案をお願いしたい。
3. 中間貯蔵施設・最終処分場の定義を法に規定していきたい。
4. 35条第1項において、除染実施計画に定められる区域内の除染等の措置等はそれぞれ除染実施者が行うこととされており、除染実施計画に定められる区域外の除染等の措置等についてはそもそも規定がなく、中間貯蔵施設までの除去土壌等の輸送は市町村が行うこととされているものではないことから、第42条の規定によることなく、国が輸送を行う旨を規定していきたい。

ご協力ありがとうございました。